当番勤務等の取扱い細則

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日			
1.0	初版				
1. 1	第2条勤務時間の修正	H21. 12. 01			
1.2	第2条Y1勤務の休憩時間変更およびY2勤務の休憩時間修正				
1.3	規程作成細則実施に伴う書式変更				
1.4	第1条 雇員・パートタイム社員就業細則→雇員・パートタイム社員就業規程 (以下「就業規則等」という。) 第2条 就業規則第6条で定める→就業規則等で定める 第2条 SOおよびY4勤務は運用管理者のみ→SOおよびY4は運用管理 者のみ 第2条 CSC1~CSC4はキャッシュサービスセンタースタッフのみ→ CSC1、CSC2、CSC3およびCSC4はキャッシュサービスセンター スタッフのみに変更 第7条2 有給休暇→年次有給休暇に変更 第8条 別に定める基準を明記	H27. 04. 01			
1.5	第2条 SO、Y4、CSC1、CSC2、CSC3、CSC4の勤務を廃止 第2条 S3、Y5の勤務を追加	Н30. 07. 01			
1.6	第7条 夏期休暇廃止に伴い、文言削除	2024. 04. 01			

目 次

第	1条	目 的	1
		勤務時間の変更	
		勤務班編成	
第	4条	勤務ローテーション	1
第	5条	出張日の扱い	1
第	6条	休日の振替	1
第	7条	代日休暇の取扱い	1
第	8条	年末年始の取扱い	1

当番勤務等の取扱い細則

規程番号 1001-0102-00-細

制定日 2009年12月 1日 改正日 2024年 4月 1日

(目的)

第 1条 この細則は、就業規則および雇員・パートタイム社員就業規程(以下「就業規則等」という。)に定める勤務に対する取り扱いについて定める。

(勤務時間の変更)

1第 2条 就業規則等で定める勤務時間の変更は、受託業務の維持管理やシステム開発等による 長時間勤務を避けるため、原則として次の範囲で運用する。

(一) 同場がと述り むたい が外でしていい 配置でたけり む。						
区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間			
S 3	6時	14時15分	11時から12時			
S 2	7時45分	16時	11時から12時			
S 1	8時	16時15分	12時から13時			
A	8時30分	16時45分	12時から13時			
В	8時45分	17時	12時から13時			
С	9時45分	18時	12時から13時			
Y 1	10時45分	19時	13時から14時			
Y 2	13時	21時15分	17時から18時			
Y 3	14時45分	23時	17時から18時			
Y 5	18時	26時15分	21時から22時			
N	21時	5時15分	24時から 1時			

(勤務班編成)

第 3条 勤務班編成は、分掌業務の円滑な遂行を考えて、各部署で定める。

(勤務ローテーション)

第 4条 勤務ローテーションは、就業システムの勤務区分や当番勤務表により、各部署で定める。

(出張日の扱い)

第 5条 出張日は、前日以前に命じられた場合はB勤務とし、当日に命じられた場合はその日の 勤務扱いとする。

(休日の振替)

第 6条 休日の振替は、休日勤務する日の属する月曜日から日曜日のなかで、勤務することになっている日と振替える。

(代日休暇の取扱い)

- 第 7条 代日休暇を1週間以内に付与できなかった場合は、代日休暇発生日の翌月末を期限として、それまでに付与する。
 - 2 代日休暇は、年次有給休暇より優先して、発生日の古いものから取得させる。

(年末年始の勤務)

第 8条 12月30日から1月3日までの年末年始の勤務は、管理職を含め休日の振替を行わない。発生した代日休暇は、給与規程別表2②、雇員給与規程別表4(2)およびパートタイム社員給与規程別表4(2)の基準により買い上げ、取得権利を消滅させる。